

# 全国高等学校美術工芸教育研究会 会則

## 1. 名 称

本会は全国高等学校美術工芸教育研究会（略称を全高美工研）と称する。

## 2. 目 的

本会は高等学校美術、工芸教育研究活動を推進する。又、全国高等学校美術、工芸教育の充実と振興を図る。

## 3. 事 業

本会の事業年度は総会から次期総会までとし、次の事業を行う。

- (1) 全国高等学校美術、工芸教育研究大会を開催する。
- (2) 各種関係諸団体と連携する。
- (3) 会員の研修等、本会活動に必要な事業を行う。

## 4. 会員組織

本会は全国の高等学校美術、工芸教育の担当者及び関係者によって組織する。

## 5. 役 員

- (1) 本会に次の役員を置く。  
会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、事務局長 1名、事務局次長 若干名、事務局会計 1名、常任理事 数名、ブロック理事 6名、都道府県理事 47名、監事 2名
- (2) 事業を推進するための役員の役割は以下の通りとする。  
会長 本会を代表する。  
副会長 会長を補佐する。  
理事長 理事を代表する。  
副理事長 理事長を補佐する。  
事務局長 事業推進にかかわる庶務を統括する。  
事務局次長 事務局長を補佐する。  
事務局会計 会計業務を行う。  
常任理事 事業を推進する。  
ブロック理事 地区ブロックを代表する。  
都道府県理事 各都道府県の研究会において、事業を推進する。  
監事 会計業務を監査する。
- (3) 役員の任期は、本会事業年度とする。ただし再選を妨げない。なお、都道府県理事の任期は各研究会の会則による。
- (4) 役員の選出は、本部役員会に於いて次期役員案を作成し、本部理事会、都道府県代表者会議を経て総会で決定する。

## 6. 運 営

- (1) 本部役員会は、東京及び近県の会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、事務局会計によって構成する。
- (2) 本部事務局は東京都高等学校美術、工芸教育研究会内に置き、事務局員は東京及び近県の会員を持って組織する。
- (3) 本部理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、事務局会計、常任理事、ブロック理事、監事によって構成する。
- (4) 都道府県代表者会議は、本部理事会と各都道府県の高等学校美術、工芸研究会の代表者、及び都道府県理事によって構成する。
- (5) 全国を北海道・東北地区、関東甲信越地区、東海・北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区の6ブロックに分け、各ブロックにブロック理事を置く。
- (6) 会員の連絡は、各都道府県の高等学校美術、工芸教育研究会の事務局が担当する。
- (7) 全国高等学校美術、工芸教育研究大会に於いては、主催地の高等学校美術、工芸研究会によって大会役員及び実行委員会を組織する。

## 7. 会 議

- (1) 本会の会議は、総会、都道府県代表者会議、本部理事会、及び本部役員会とする。
- (2) 本会の事業に関する議題は、総会によってこれを決定する。総会は年1回とし、全国高等学校美術、工芸研究大会に於いて開催する。
- (3) 総会の議題は、本部役員会が原案を作成し、本部理事会、都道府県代表者会議を経て総会に提出する。
- (4) 会議の議決は出席者の過半数による。

## 8. 会 計

本会の経費は、各都道府県単位の分担金とその他協賛金等をもってこれにあてる。

## 9. 研究部

- (1) 研究部は本会における必要な調査集計及び研究を行い、全国の動向を把握する。
- (2) 研究部は本部理事会で選出された役員及び会員によって組織する。研究部長は研究部の中から選出する。

## 10. 広報部

- (1) 広報部はホームページを運営・管理し、会員の情報交換及び交流に寄与するとともに、本会の活動を広く一般に開示する。
- (2) 広報部は本部理事会で選出された役員及び会員によって組織する。広報部長は広報部の中から選出する。

## 11. 研修部

- (1) 研修部は本会における研修事業を運営・管理し、本会の研修活動を活性化する。
- (2) 研修部は本部理事会で選出された役員及び会員によって組織する。研修部長は研修部の中から選出する。

## 12. 功労者表彰

- (1) 表彰の対象者は、全国高等学校美術工芸教育研究会に貢献した者、及び各都道府県の高等学校の美術、工芸教育に貢献した者とする。
- (2) 表彰は、原則的に退職の直前の全国高等学校美術、工芸教育研究大会にて行う。
- (3) 表彰対象者の推薦は、全国高等学校美術工芸教育研究会本部、または各都道府県の美術、工芸教育研究会が行う。

## 13. 会則の改正

本会則は、総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

## <付 則>

本会則は1952年7月1日より施行する。

- 1992年11月21日、一部改正
- 2000年10月26日、一部改正
- 2003年10月25日、一部改正
- 2004年10月8日、一部改正
- 2011年8月19日、一部改正
- 2012年8月24日、一部改正
- 2017年8月23日、一部改正